

## 専業主婦が確定拠出年金に加入するメリットはあるか？

来年1月から、専業主婦(夫)も個人型の確定拠出年金に加入できるようになります。

ここでいう専業主婦(夫)とは、国民年金の第3号被保険者のことを指します。第3号被保険者とは、会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、年収が130万円未満の人をいいます。大半は、夫に扶養されている妻になります。

一部のマスコミなどでは、確定拠出年金に加入することによって、専業主婦でも自分自身の「退職金」が作れるという言い方(勧め方)をしています。専業主婦が確定拠出年金に加入することは慎重に検討すべきです。以下、その理由を述べます。

### ●税制上のメリットと手数料負担

確定拠出年金の最大のメリットは、税制上の優遇措置が手厚いという点にあります。

運用益が非課税になるほか、個人が拠出した掛金は全額が所得控除の対象になります。その分、課税所得が減少するので、所得税・住民税の負担が軽くなります。

ただし、確定拠出年金の拠出時の所得控除は「小規模企業共済等掛金控除」であり、加入者本人の所得からしか控除できません。配偶者(夫)の所得からは控除できないので、本人の税負担がゼロの場合は拠出時の税制上のメリットはありません。

本人が税金を支払っていれば、税負担が軽くなるというメリットがありますが、個人型の手数料負担と比べてメリットが大きいかを検討する必要があります。

個人型の確定拠出年金の手数料としては、まず加入時に、個人型の実施主体である国民年金基金連合会に2,777円(消費税等込)を支払わなければなりません。

その後、掛金を拠出している間は、口座管理にかかる手数料として、国

民年金基金連合会に月103円(年間1,236円)、資産保全に関する事務(業務)を担っている事務委託先金融機関(信託銀行等)に月64円(年間768円)、合わせて月167円(年間2,004円)の手数料が必要とされます。

これ以外に、確定拠出年金の窓口となり、運用商品の選定や情報提供、運用指図の取りまとめ、記録管理、給付事務などを担う運営管理機関(金融機関)に対する手数料も必要です。ごく一部の運営管理機関では、この自らの手数料を無料としていますが、月330円程度(年間4,000円程度)から430円程度(年間5,200円程度)の手数料がかかるのが一般的です。

国民年金基金連合会、事務委託先金融機関、運営管理機関の手数料を合わせると、最低でも年間2,004円、一般的には年間6,000円から7,200円程度の手数料がかかります。

### ●税負担がない専業主婦の場合

専業主婦の場合、個人型の確定拠出年金に月2万3,000円、年間27万6,000円まで掛金を拠出できます。

仮に、本人が所得税・住民税をまったく負担していない場合は、拠出時の税制上のメリットはありません。

一方、加入時の2,777円の手数料は別としても、掛金を拠出している間は、最低でも年間2,004円の手数料が継続的に差し引かれていきます。

現状では、元本確保型商品である定期預金や保険商品の金利は限りなくゼロ%に近いので、こうした商品だけで運用していたのでは、ほとんど利息が付かず、手数料負担でお金は逆に減っていきます。

投資信託も組み入れて運用すれば、手数料負担より運用益のほうが上回ることはあり得ます。ただし、NISA(少額投資非課税制度)でも運用益は非課税になるので、口座管理手数料等がかからないNISAで積み立てることをお勧めします。

### ●運用指図者になっている場合

これまで、確定拠出年金が導入されていた会社を辞めて専業主婦になった場合などは、個人型の確定拠出年金に年金資産を移換し、運用だけを続ける運用指図者になっていました(脱退一時金を受け取っていた場合を除きます)。

このケースの場合、新規で掛金を拠出することは認められていなかったため、個人型の手数料負担で年金資産が目減りしていき、運用だけになりました。それが、来年1月からは、加入者として掛金を追加できるようになったので、年金資産を増やしていくことができます。ただし、掛金を拠出していない間は国民年金基金連合会の月103円の手数料はかかりませんが、掛金を拠出するようになると、この手数料が加算されるようになります。このため、一般的には口座管理手数料が年間で1,200円程度、増えてしまいます。

本人の税負担がない場合は拠出時の税制上のメリットはなく、元本確保型商品だけで運用していたのでは、現状では手数料の増加分以上の利息は得られません。このため、掛金を拠出することによって、逆に運用資金は実質的に目減りしていきます。この場合、投資信託も組み入れての積極運用を想定し、運用益非課税のメリットのほうが手数料増加分のデメリットを上回る可能性が高いかが、掛金を拠出するかどうかの判断材料になります。

なお、本人が税金を負担していれば、掛金を拠出することによって税負担が軽くなるというメリットが得られます。

### ●配偶者(夫)の加入を優先すべき

掛金を拠出したほうがメリットがあるとしても、配偶者(夫)も個人型に加入できれば、一般に年収が多く適用税率も高い配偶者(夫)の加入を優先したほうが、家計全体の税負担が軽くなります。余裕があれば、その後に本人が加入するとよいでしょう。(クルー 目黒政明)